

特定非営利活動法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ 契 約 職 員 賃 金 規 程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 ちば市民活動・市民事業サポートクラブ（以下「法人」という）就業規則第45条に基づき、契約職員の賃金に関する事項を定める。

(賃金の決定原則)

第2条 法人は、次の原則によって賃金を定める。

- (1) 賃金は、法人の支払能力と社会経済状況を勘案して決定する。
- (2) 賃金は、労働の質と量により、職員本人の経験、能力および勤務に応じて配分する。
- (3) 賃金は、労働の対価として支払い、ノーワーク・ノーペイの原則とする。但し、特に定めた場合はこの限りでない。

(適用範囲)

第3条 この規程は、就業規則第4条に定める契約職員に適用する。

(賃金の構成)

第4条 賃金の構成は、次のとおりとする。

基 本 給
時 間 外 手 当
法 定 休 日 手 当
深 夜 手 当
通 勤 手 当

(賃金の計算期間および支払日)

第5条 賃金は前月16日より当月15日までの分を当月末日に支払う。但し、賃金支払日が休日にあたる場合は前日に支払う。

(非常時払い)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は前条の規定にかかわらず、本人の請求があった場合においては、賃金支払日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払う。

- (1) 出産、疾病および災害による非常の場合の費用にあてる場合
- (2) その他やむを得ない事情があると法人が認めた場合

(賃金の支払形態)

第7条 賃金は時給とする。

(賃金の支払および控除)

第8条 賃金は、通貨で直接本人にその全額を支払う。

2 契約職員の同意を得た場合には、本人の指定する金融機関に振り込むものとする。

但し、支払明細書は直接本人に交付する。

3 次に掲げるものは、支払のときに控除する。

- (1) 所得税・雇用保険料被保険者負担分
- (2) 職員の過半数を代表する者との書面による協定により賃金から控除することとしたもの

(休暇等の賃金)

第9条 「年次有給休暇」については、通常の場合を支払う。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、賃金を支給しない。

- (1) 法人の指示に基づかない就業
- (2) 特別休暇の期間
- (2) 産前産後休業の期間
- (3) 母性健康管理のための休暇の期間
- (4) 生理休暇の期間
- (5) 育児の時間
- (6) 育児休業の期間及び短時間勤務制度による不就労の時間
- (7) 介護休業の期間及び短時間勤務制度による不就労の時間
- (8) 看護休暇の期間
- (9) 介護休業の期間
- (10) 公民権行使の時間
- (11) 休職の期間
- (12) 出勤停止の期間
- (13) 就業拒否の期間

第2章 賃金

(基本給)

第10条 基本給は、本人の年齢・技能・経験・学歴などを考慮して、総合的に決定する。

(時間外手当)

第11条 時間外手当は、就業規則に定める勤務時間を超え、早出・残業した場合に支給する。

(法定休日手当)

第12条 法定休日手当は、法定休日に勤務した場合に支給する。但し、振替休日の取

扱いを受ける場合は除くものとする。

(深夜手当)

第13条 深夜手当は、午後10時より午前5時までの間に勤務した場合に支給する。

(通勤手当)

第14条 通勤手当は、居住場所より通勤のために公共交通機関を利用する者に、原則として通勤定期を基準として非課税対象限度額以内を支給する。

2 パートタイマーの通勤手当は、原則として出勤日数に実費を乗じた額を支給する。但し、通勤定期代と比較して通勤定期代のほうが低い場合は、通勤定期代を支給する。

(計算方法)

第15条 基準外賃金(第11・12・13条)の計算は、次の計算による。但し、以下の計算の基となる基準内賃金には通勤手当は含まないものとする。

(1) 時間外手当①・・・1日の労働時間が8時間以内又は1週の労働時間が40時間以内の場合

時間単価×1×時間外勤務時間数

時間外手当②・・・1日の労働時間が8時間超又は1週の労働時間が40時間超の場合

時間単価×1.25×時間外勤務時間数

(2) 法定休日手当・・・週1日の休日も取ることが出来なかった場合

時間単価×1.35×休日勤務時間数

(3) 深夜手当

時間単価×0.25×深夜勤務時間数

(昇給の時期)

第16条 昇・降給は、原則として、行わない。但し、契約期間内の勤務成績により、次回の契約更新の際に昇給又は降給することがある。

(賞与)

第17条 賞与は支給しない。

(退職金)

第18条 退職金は支給しない。

附 則

- (1) この規則は平成27年1月1日より施行する。
- (2) この規則は平成30年7月19日に変更した。